

一般財団法人への移行に伴う法人名称変更のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 20 年 12 月に施行されました公益法人改革関連法により、既存の財団法人は 5 年以内に一般財団法人もしくは公益財団法人等へ移行することが求められております。

弊会は、法令の内容を検討した上で、一般財団法人に移行するという結論に至り、手続きを進めてまいりました。

この度、内閣総理大臣より認可を受け、平成 22 年 4 月 1 日をもって、「一般財団法人 阪大微生物病研究会」へ移行することとなりました。

法令に基づき法人としては同一性を持って存続いたします。従いまして、既に弊会与契約締結済みで平成 22 年 4 月 1 日以降も契約期間が存在する場合には、新法人が全ての権利義務を継承いたします。

法令上の区分は一般財団法人でございますが、従来より公益法人として行って参りました公益活動につきましても、更に充実させてゆく所存でございます。

今後とも一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

平成 22 年 4 月 1 日

新法人名 一般財団法人 阪大微生物病研究会
(旧法人名) 財団法人 阪大微生物病研究会
理事長 東 雍

記

新法人名 一般財団法人 阪大微生物病研究会
(法人名以外は従来と変更はございません)
旧法人名 財団法人 阪大微生物病研究会

変更日 平成 22 年 4 月 1 日

以上